

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	広報課
委託業務名	大津市広報番組「インフォメーション大津」制作・放送業務委託
委託業務場所	エフエム滋賀配信エリア
概要	<p>市政情報を幅広い媒体を活用して、大津市の地域等に密着した市政情報を、市民をはじめ県内の皆様に、タイムリーにきめ細かく提供することを目的とする。</p> <p>本業務内容は、FM ラジオを活用し、本市の市政情報を、月に 2 回、各 3 分間、県民の皆様に提供することである。</p>
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約金額	716,568 円
契約の相手方	[所在地] 大津市西の庄 19 番 10 号 [名称] 株式会社エフエム滋賀
契約相手方の選定理由	株式会社エフエム滋賀は、本市に事業基盤を持ち、収録・編集等 FM ラジオ放送に必要な設備を所有し、かつ、本市の地理や地域情報の知識を有する滋賀県内域を放送エリアとする唯一の FM ラジオ放送局であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。